

市有財産(土地)を公売します

問い合わせ先 財政課管財係

菊池市では、市有財産(土地)を一般競争入札により売り払います。一般競争入札に参加するためには、参加申込が必要です。参加を希望する場合は「市有財産(土地)公売一般競争入札参加申込書」(様式1号「※1」)を「入札参加申込受付および方法」により提出してください。



2号物件

■売払い物件

- 2号物件**
- ①所在地 菊池市野間口字木ノ本 566 番 2
菊池市野間口字東原 580 番 2 外 2 筆
 - ②地目 台帳 宅地及び雑種地 現況 宅地見込地
 - ③面積 台帳 1,720.07m² 実測 1,720.07m²
(520.32 坪)
 - ④最低売却価格 20,124,000 円

■現地説明の日時および場所

- 2号物件**
- と き 11月10日(金) 午前10時
 - ところ 現地(菊池市野間口字木ノ本 566 番 2 地内)

■入札の日時および場所

- と き 11月30日(木) 午前10時
- ところ 菊池市役所本庁舎3階大会議室

■入札参加申込受付および方法

- 受付期間** 11月1日(水)～11月20日(月)
午前8時30分～午後5時15分
※土曜、日曜、祝祭日は除きます。
- 受付場所** 菊池市役所本庁舎2階 財政課管財係
- 申し込み方法**

市有財産(土地)公売一般競争入札参加申込書(様式1号「※1」)に必要事項を記入、押印のうえ、受付期間内に提出してください(郵送の場合は受付期間内に必着のこと。メールでの受付はできません)。
・入札参加者は、参加申込書(様式1号「※1」)と一緒に、法人にあっては法人登記簿謄本、個人にあっては本籍地の市区町村長などの発行する身分証明書の添付が必要です。

参加資格の承認
参加申込書(様式1号「※1」)を提出した人には、入札日前までに参加資格の有無についてを申込者宛てに通知します。

その他
受付期限までに参加申込書(様式1号「※1」)の提出をしない人は、入札に参加できませんのでご注意ください。

■一般競争入札参加者

- 次の項目に該当しない人です。
- ・契約を締結する能力を有しない者(未成年者など)
 - ・破産者で復権を得ない者
 - ・その他地方自治法施行令 167 条の4第2項該当者

■詳しくは、菊池市公告第 41 号をご覧ください。

「※1」様式1号は、財政課管財係にあります。また、菊池市ホームページからダウンロードすることもできます。

広報きくち 10月15日号の9ページで、市有財産(土地)の一般競争入札による売払いをお知らせしましたが、1号物件(菊池市西寺字南園 2185 番 4 の土地)は、埋蔵文化財遺跡の確認作業が必要となりましたので、その確認作業が終了するまで公売ができなくなりました。
確認作業が終わり次第、あらためて一般競争入札による売払いを行う予定ですので、お断りします。

女性の権利ホットライン

と き 11月13日(月)～11月19日(日)

- ・平日 午前8時30分～午後7時30分
- ・土日 午前10時～午後5時

専用電話 ☎0570(070)810

相談担当者
人権擁護委員、法務局職員

相談内容 夫婦、親子問題、女性差別など、女性をめぐる様々な人権問題

※相談内容などの秘密は厳守されます。

問い合わせ先
熊本地方法務局人権擁護課 ☎096(364)2145

人権擁護委員、行政相談委員、弁護士 相談所開設

と き 11月21日(火)
午前9時30分～午後0時30分まで

※受付は、午前11時30分まで行いますが、相談者多数の場合は時間に限りがありますので、お断りすることもあります。

と き 菊池市中央公民館2階

相談者 弁護士 由井照二氏、人権擁護委員、行政相談委員

問い合わせ先
市民課市民年金係

ふさふさを知らず 渋江紫陽(公豊)

渋江氏の祖先は、もともと原村で「天地元水神」を祭る神主の出で、水難防止の祭をしたり、河童除けの護符を配っていました。そして渋江公成以来、公美・公春・公清と代々家業を受け継ぎましたが、公清に子供がなく、弟の公豊(紫陽)が後を継ぎました。

渋江紫陽(一七一九～九二)の幼い頃は、武士の間でもそれ以外でも武芸を重んじ、文芸(学問)は軽んじる風潮がありました。特に地方にいて読み書きのできる者は、藩の政治に口を出し、批判したりする者が多いとして、要注意人物と見られ、役人にいらまされたり、周囲から疎まれました。

紫陽は、幼少頃から学問好きで、前号で紹介したように、少年時代には、限府の西照寺居住の水足博泉に学び、後に山鹿郡分田村(現・山鹿市鹿本町)の賀々見鶴灘に学びました。紫陽は、人目を避けるため、昼間は家にいて、夕暮れを待って、分田村まで往復五里の道を通うなど、「刻苦勉勵」の日々でした。その紫陽は、青壮年になって



渋江紫陽の墓

も、自らの向学心を絶やさず、京都の護国(荻生徂徠)や堀川(伊東仁斎・東涯)二家の説を学ぶなどして、門弟たちに「古学」を教授しました。これが「菊池学」即ち「文教菊池」の始まりでした。
やがて紫陽の学問と学識は、肥後藩庁に認められ、晩年は教導師に任じられました。紫陽は、家業の傍ら、限府町に家塾「集賢亭」を開き、漢学・詩文・筆道など、年齢に制限なく教えました。門弟数は三百余人。また授業料は門弟の親たちからの寄付でした。渋江氏の二〇〇年近い家塾の歴史については、山口泰平の私家版『肥後渋江氏伝家の文教』(全七巻)に詳しく書かれています。
(文責) 社会教育課指導員 堤 克彦

第7回「きくち市民フォーラム」を開催します

私たち菊池市女性団体代表者は「男女がともに輝き支えあう社会(男女共同参画社会)」の実現を目指しています。
一人ひとりが大切にされ、誰もが自分らしく生きる喜びを実感できるまちづくりのために、次の日程で市民フォーラムを開催します。

- と き** 11月25日(土)
午後1時30分～午後3時30分
- ところ** 菊池市福祉会館2階 大研修室

講師

竹下元子さん(NPO法人「ウィメンズ・カウセンリングループ熊本」代表)

演題

女性の権利
女と男のやわらかな関係

入場料

無料

その他

- ・手話通訳あり
- ・無料託児あり
- ※原則2歳～就学前(相談に応じます)。11月21日(火)までご予約ください。

主催

菊池市女性団体代表者会

共催

菊池市

男女共同参画推進室

人権同和教育シリーズ(18) 2005年を振り返って

菊池南中学校3年 池田 千愛

2005年を振り返ってみると、いつもテレビからは、暗いニュースが流れていたと思います。殺人事件、自殺など多くの人が命をおとっていました。なぜ人を殺すのか、なぜ自分から命をおとしていくのか、よく考えていくと、差別やいじめなども関係していると私は思います。

昔、西光万吉さんが「人の世に熱あれ、人間に光あれ」という宣言文を作って、水平社運動を起こしました。
荊冠旗に込められた思いを勉強していく中で、万吉さんの思い、差別やいじめで簡単に人が死んでいくということが、どんなことなのか改めて考えることができました。

普通にテレビの中から流れる暗いニュースを、今までは普通に見ていた私も、差別やいじめという言葉の重みがどんなことなのかを考えながら、理解していくと思います。
私は14歳になります。私が生まれたとき、父も母も祖母も

でも喜んでくれたそうです。そんな中で大切に育てられ、今の私がいると思います。

そんな命が、ある日突然なくなってしまうたら、その周りにいる人たちはどんなふうを感じるのでしょうか。きっと、とても悲しむことだろうと思います。そんな命を勝手に奪うことは決してあってはいけません。一人に一つずつしかない命、その命をどのように使い生きるかということが、大切なのではないのでしょうか。

また、その命をとりまく人のつながりも大切だろうと思います。人は、一人では生きていけません。自分を取り巻く大勢の人とのつながりを持ち、助け合って生きていくことが大切だと思います。
私は、その命を大切に使い、友達とつながって生きていきたいと思っています。

